

付を受けた従業員又は遺族に對し『特別援護金』が支給される。しかし、2006年3月14日以降、各保険会社は石綿による疾病は、因果關係の立証難しいことや、石綿リスクの適正な料率算出が不可能との理由から、契約の対象外とした。

全駐労は、引き続き労使交渉を重ね、特別援護金制度に代わる制度の確立を目指し、裁判においてはアスベスト・じん肺被災者救済基金傘下の諸団体とともに裁判勝利するまで全力



(全駐労横須賀支部)

ンプ端慶覧と陸軍リーファーで、空調設備や家庭用冷蔵庫の修理等に從事していた。このうち空調設備の修理や点検作業に從事した1972年～77年は、同僚の証言でも冷蔵庫やクーラーにアスベストが使われていたことがわかっているので、少なくとも5年間は石綿曝露作業に從事している。この修理・点検作業は、米軍基地基地の中でもアスベスト対策が遅れていた職種であり、横須賀基地では同職種の現役従業員に中皮腫という深刻な被害が出ている。沖縄の基地でも同様の被害が出ることが予想される。

日米地位協定による損害賠償請求は、横須賀では裁判に拠らない補償制度として定着しているが、沖縄でも早期に認められることを望みたい。



日米地位協定で損賠請求 沖縄●基地労働者遺族が沖縄防衛施設局に

6月21日、石綿肺で亡くなった沖縄の元基地労働者の遺族が、那覇防衛施設局に対し、日米地位協定に基づく損害賠償請求（遺失利益や慰謝料など総計4,000万円）を行った。アスベスト肺がんで亡くなった安谷屋昇氏の遺族に続き、沖縄では2人目の請求である。

故Hさんは、キャンプ端慶覧などでボイラーや空調設備の修理・点検作業に從事し、2004年に蜂巣状肺と言われる重度の石綿肺で死亡、2006年8月に労災認定された。請求には、遺族（妻）のSさんと2人の娘さん、代理人の古川武志弁護士の他、全駐労沖縄地区本部、沖縄労働安全衛生センター、神奈川労災職業病センター、離職者対策センターが同席した。那覇防衛施設局側は立津長一業務課長らが対応した。

この請求において問題になると思われる点は、沖縄の本土復

帰（1972年）後の故Hさん職歴に、石綿曝露作業があったかどうかという点だ。損害賠償の請求権が生じるのは、日米地位協定が沖縄に適用される復帰後である。故Hさんは、1972年からキャ

旧国鉄大船工場で5人目 神奈川●中皮腫で業務災害認定

旧国鉄大船工場で電車等の改造作業に從事し、石綿に曝露したことが原因で胸膜中皮腫を発症し死亡した故伊藤岩二さんに、7月30日付で独立法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部から業務災害認定の通知が届いた。同工場では故加藤進さん（2005年4月号66頁参照）をはじめ、中皮腫で5人目の認定。

神奈川労災職業病センターに相談があったのは、2年前のクボタ・ショック直後のホットラインで、伊藤さんの兄の与一さん（秋田県在住）からだった。しかし、伊藤さんが亡くなった1996年4月当時はアスベスト救済法施行前であり、死亡後5年の時効が過ぎていたので業務災害の申請ができなかった。その後、国鉄清算事業本部が、アスベスト救済法に準